機関紙
ほくだい
北海道大学教職員組合機関紙
【電話】011-746-0967(FAX共通)
【内線】2083・3994
https://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/

関　靖直 理事・事務局長と面談

1月9日（水）午前、本職組と大学側の執行部の間で面談が行われました。総長が体調不良でしばらく職務を遂行できなくなったために、関靖直理事・事務局長が、本職組の総長会見申し入れに応えるかたちで実現しました。面談では主に改正契約労働法についての意見交換がなされ、今後も引き続き双方が信頼関係を築きながら建設的に協議を続けていくことで同意しました。

本職組は、昨年10月1日に瀬名波栄潤執行委員長名で名和豊春総長に「会見の申し込み」文書を送付し、執行委員長着任の挨拶とともに、「改正労働契約法の遵守」、「学生労働者の待遇改善」、「軍学共同研究の持続的禁止と人権・環境問題の平和的解決」の３点について、会見を申し込んでいました。その後、スケジュール調整が難航したことに加え、総長が体調を崩し休職状態となったため、会見の実現はさらに難しくなるかと思われました。が、12月18日に執行委員長が厚生労務室と話し合ったところ、翌週25日に開催される学内最高の審議機関である役員会で関理事・事務局長が「会見の申し込み」文書について報告し、後日３点のうち「改正労働契約法の遵守」に特化して面談することが提案されました。関理事は職員人事制度、予算、決算、経理の適正管理、労務管理の担当理事であり、事務局長も兼任していることから、執行委員長は年明け早々に開催することで同意しました。

面談当日、本職組からは執行委員長、書記長、執行委員の３名が出席。大学執行部からは関理事・事務局長に加え数名の大学幹部職員が同席しました。議題は２点、先述の「改正労働契約法の遵守」と「団体交渉の実施について」でした。まずは、執行委員長から着任

Contents

● 関 靖直 理事・事務局長と面談

報告
12月20日
緊急学習会
5年を超えても働き続けるために
● 改正労働契約法の実質化にむけて

今後の主な行事予定

2019年 3/6 **定年・退職者のつどい**

2/16~17 全大教地区別単組代表者会議

3/1~2 全国大学高専教職員組合（全大教）書記研修会（東京）

組合員募集中！詳しくはウェブサイトへ

の挨拶と、面談の実現に向けご理解・ご尽力いただいたことへの謝意があり、それに対し関理事・事務局長からは双方が誠意を持って話し合う機会を今後も持ちたいとの挨拶がありました。議題の「改正労働契約法の遵守」については、互いの見解を述べ、相違点については今後話し合いの場を継続的に設けることにより、建設的な意見交換をすることが確認されました。その第一歩として、執行委員長は団体交渉の実施を提案し、近日中に正式に申し入れ書を提出することについて大学執行部からも「継続交渉事項であると認識している」旨の発言があり了解をいただきました。

このように、今回の面談は極めて和やかな雰囲気の下実施されました。大学執行部と本職組が持続的な信頼関係を築き協議を続けることで同意したのは成功だったと思います。特に、名和総長の不在が大学の管理運営に大きく影響を与え、笠原正典副学長が職務代理を務めるといった非常事態において、関理事・事務局長や厚生労務室が本職組に対し誠実に対応してくださったことに心から感謝申し上げます。とは言え、本学の教職員労働者が抱える課題は山積したままであり、一刻の猶予も許さない問題があることも事実です。今は、組合員や非組合員が協働して諸問題の共通認識・理解を深め、解決の糸口を自らも模索し実現していくための連帯を強める時期だと思います。そして、本学の安定的発展を進めるために、大学執行部への協力を惜しむことなく、本職組も参画したいと考えています。

報告　緊急学習会
5年を超えても働き続けるために
改正労働契約法の実質化に向けて

2018年12月20日（木）18時～20時、北大（W棟410教室）で学習会を開催しました。参加者は計53名で会場はほぼ満席となりました。終了後の個別相談・交流会にも20名以上が参加し、熱心に話し込む姿が見られました。学習会では、まず**「入門講座・改正労働契約法―無期転換ルールのよくある質問（Q＆A）」**として**岡崎正博**さんに講義をしていただきました。労働契約法は労働者と使用者の信頼関係を前提とする誠実な協議により遂行されるべきものであること、雇い止め問題に関しては労働者にとって「合理的な期待」性を失わせるものであったかどうかが焦点となることを学びました。続いて、**室蘭工業大学（高木さん）**、**北海学園大学（大屋さん）**、**札幌医科大学（小川さん）**、**北海道大学（有馬さん）**から各大学の状況や経験を話してもらい、弁護士の**加藤丈晴**さんからコメントをいただきました。北大「5年雇い止めルール」には果たして正当な根拠や理由があるのか、むしろ大学のルール自体を問題化するような運動が必要であることを痛感しました。参加者から質疑・意見を受けた後、終了時間を若干オーバーして閉会しました。　（文責・執行委員 辻 智子）

昨年度(2017年度)、北海道大学非常勤講師で無期転換権を獲得された有馬さんに、ご自身の経験をお話いただきました。有馬さんは、ブラックバイト問題についてローカルユニオンで活動されてきたこともあり、雇用条件変更に関する大学からの連絡に対して即座に対応し、以下のような経緯で無期転換の権利を獲得されました。同様の状況に直面する方も大勢おられることと思いますので、報告の内容を共有させてもらい、今後に活用していきたいと考えます。緊急学習会での報告を要約して紹介します。（組合執行部）

無期転換権獲得まで

北海道大学理学部非常勤講師 有馬研一郎

私は、長年北大理学部非常勤講師を続けてきました。2017 年度に半年間のクーリングを強要されましたが、団体交渉を通じて撤回させ、今年度の雇用も得て、無期転換を確定させました。

2005 年 4月より、非常勤講師として通年を通し授業 1 コマを受け持ってきました。

―突然、選択を迫られ、団体交渉へ

ところが、2016 年 7月に、メールで突然、翌年度の採用を、前期 2 コマまたは後期 2 コマのどちらかを選択するように迫られました。非常勤講師の身分では半年の空白は死活問題ですし、また半期 2 コマの担当も負担が増え不利益な変更です。メールや直談判で抗議しましたが受け入れられなかったので、2017 年 1月に労働組合（ローカルユニオン結）を通じて団体交渉を申し入れました。

―二転三転し団体交渉へ突入

しかし、交渉日程の返事をもらう前に「前期 1 コマを追加」と大学から打診があり、「担当できます」と返事をして 2017 年度の通年雇用が決定しました。

ただ、労働契約書がないこと、無期雇用転換に関する方針が不透明であることなどいくつか問題点があったため、2017 年 3月末に団体交渉を行いました。大学側は、雇用継続はその都度の判断、雇い止めはカリキュラム変更のためと説明しましたが、これは事実に反するもので納得できませんでした。団体交渉の日時を一方的に変更するなど、不信感を抱かせるような対応もあり、2017 年 8 月に再び団体交渉を申し入れました。そこでは 2018 年度の雇用について明言はありませんでした。

無期転換権獲得まで―北海道大学理学部非常勤講師 有馬研一郎

―ようやく無期雇用へ

その後、担当事務が 2018 年度の私の雇用手続きを進めていることがわかりました。無期転換を請求すれば無期雇用になるのか確認したところ「そういうことになる」との回答を得ました。

以上、有馬さんからのご報告でした。

室蘭工業大学と北海学園大学は5年雇い止めの撤廃を実現し、札幌医科大学はまだ解決には至っていません。大学によって状況は様々ということと、解決に至るには相応の時間と、たくさんの人の参加、とくに当事者である非正規雇用の人たちの協力が必要だということがわかりました。

北大の組合は5年雇い止め問題に着手して1年弱です。時間はかかるかもしれませんが、参加する方が多ければその分、早期の撤廃を実現することができます。

よりよい大学にするため、正規・非正規にかかわらずたくさんの方の参加をお待ちしております。5年雇い止めを撤廃することで職場環境は良い方向に向かいます。一緒に声をあげていきましょう！

News!! 東大組合、非常勤講師の無期転換期限を非正規職員と同様の10年→5年に

東京大学が4月より、5年を超えて働いた非常勤講師を無期雇用に切り替える方針であることが報道されています。非常勤講師については、国の定める特例では無期雇用に転換するために10年超の雇用期間を経る必要があります。これを東京大学は一般の有期雇用の方と同じ期間（5年超）にする方針であるとの事です。

この事を東京大学教職員組合は25日に記者会見をして明らかにしました。

同組合は、同大学の非常勤講師の大半が長期プロジェクトに関わっていないとして無期転換期限の再考を要請し、今月25日に5年超えに変更する回答を得られたとのことです。

有期雇用の労働者は通算で５年を超えて働くと無期雇用に転換できるが、非常勤講師は５年以上の期間の研究プロジェクトを渡り歩くケースがあるとして、教員任期法で１０年超での転換が特例として定められています。

非常勤講師の無期転換のタイミングは各大学の判断による部分があり、同組合はこの決定が他大学にも広がることを期待しているとの事です。

お知らせ 定年・退職のつどいのご案内

教職員組合では、2019年3月に退職される方を対象に**「定年・退職記念の集い」**を**3月6日（水）**に開催します。

【日時】2019年3月6日（水）18時から
【場所】ファカルティハウス「エンレイソウ」

新規組合員の皆様は、歓迎の意味をこめて無料でご招待いたします。組合員の方には、会費など詳細が決まりましたらご案内をお送りします。

ご購読ありがとうございました。
次号916号は2019年2月末の予定です。